

国立公文書館内閣文庫蔵『写本太平記参考太平記見合抜書』翻刻

長* 坂 成 行

凡 例

- 一、本稿は国立公文書館内閣文庫蔵『軍記抜書九種』(274・34)のうち、第二十三冊目・第二十四冊目に相当する『写本太平記見合抜書』を翻刻したものであるが、印刷と通読の都合を考え、次の方針に従った。
 - 1 校異掲出箇所を示す題目(例、頼貞回忠ノ内)の上に、底本にはないがアラビア数字で通し番号を付した。
 - 2 参考本の巻数はゴチック活字で示した。
 - 3 底本にはないが私意によって読点を加えた。
 - 4 漢字の旧字体は原則として現行字体に改めたが、異体字は底本のままとした。
 - 5 振仮名・仮名遣は底本のままである。
 - 6 底本の改丁と表裏は「を付し、その下に(5オ)の如く示した。
 - 7 底本に朱筆で記されている校異およびその場所を示す巻数・丁数は、すべて「」の中に入れ活字を小さくした。
- 二、写本太平記の本文の特徴を窺うために校異掲出箇所に相当する玄玖本(勉誠社刊影印本による)の冊数(漢数字)・頁数(アラビア数字)を示し、更に問題の写本の詞章が玄玖本の類の本文と同類と看做し得るものについては◎印を付した(否と認定するものには○印を付していない)。
- 三、底本の異文掲出箇所のうち、『参考太平記』が諸本の異同を検している箇所については(参254下)の如くに、参考本(刊本)の頁数および上段・下段の別を示した。
- 四、底本の誤りかと思われる箇所については翻刻の後に注記を付した。
- 五、紙数の都合上、本書の解題はすべて別稿に譲る(「青須我波良」第41号、掲載予定)。
- 六、貴重な蔵書の閲覧・写真撮影および翻刻の御許可を賜りました国立公文書館内閣文庫に深謝申し上げます。

写本太平記 見合抜書
参考太平記

白一卷廿卷迄」(表紙)

写本太平記 見合抜書
参考太平記

右一卷ヨリ廿卷マテ」(1オ)

(1)先代草創平氏擁柄事

古今ノ変化ヲ採テ安危ノ来由ヲ暨覆テ外ナキハ天ノ道ナリ、明君是ニ躰ノ国家ヲ保ツ、載テ弃コトナキハ地徳ナリ、良臣是ニ則テ社稷ヲ守ル、若夫其徳欠トキハ位有リト云ヘトモ持タス、所謂夏桀ハ南巢ニ走り殷紂ハ牧野ニ敗セラル、其道違トキハ威有リト云ヘトモ久カラス、曾聽趙高ハ咸陽ニ刑セラレ禄山ハ鳳翔ニ亡フ、是以前聖慎テ法ヲ将来ニ垂コトヲ得タリ」(2オ)后昆願テ誠ヲ既往ニ取サランヤ

〔右文章参考ニ無之〕(文)43

参考一卷

(2)頼員回忠ノ内

廿七丁 去程ニ明レハ元徳元年九月十九日ト有リ(年号ナシ、廿二丁)

(文)69◎(参13上)

(3)同卷ノ内

廿九丁 面々太刀ノ目貫ノ堪ヘン程ハ切合テ腹ヲ切ト呼リテ腹巻取テ

肩ニナケカケト有リ(此文写本ニ無之、廿五丁)(文)72

(4)同卷ノ内」(2ウ)

三十丁 鎧ノ袖草スリ甲ノ鉢トモ言ス指ツメテ思フ様ニ射ケル、面ニ

立タル兵二十四人矢ノ下ニ射テ落ス
〔手ノ下ニ射テ落スト有リ、廿九丁)(文)73〕

参考二卷

(5)俊基関東下向ノ卷

廿二丁 輿ヲ庭前ニ昇留ム轅ヲ叩テト有リ
〔拓テト有リ、十七丁)(文)111〕

(6)阿新夏ノ卷

廿九丁 都ヲ出テ十日余ト申ニ越前教賀津ニ著ニケル
〔放生津ト有リ、二十三丁)(文)116〕

(7)助光事ノ卷

五十一丁 工藤左衛門幕ノ内ニ入テ余リニ時ノ移リ候ト勸レハ、俊基

〔敷皮居直テ疊紙取出〕シト有リ、三十六丁
〔疊紙取出シト有リ〕(3オ)(文)128◎

(8)師賢登山ノ卷

六十八丁 甲ノ鉢ヲ真ニツニ打破ソト片手打ニ撃ケルカ打ハツシテ袖

ノ冠ノ板ヨリ菱縫ノ板迄ト有リ
〔形ト有リ、四十六丁)(文)134〕

(9)同卷ノ内

同丁 首攝切テ長刀ニ貫キ武家ノ大将ト有リ
〔刀ヲ納テ武家ノ大将ト有リ、四十六丁)(文)144◎

参考三卷

(10)後醍醐天皇笠置ヲ御没落ノ卷

三十八丁 供奉ノ諸卿花ヲ折テ行粧ヲ引刷ヒ隨兵ノ武士甲冑ヲ帯シテ

〔杖ヲ帯シテト有リ、二十九丁)(文)155〕
非常ヲ誠ム」(3ウ)

参考四巻

(11)笠置囚人死罪流刑ノ巻

五丁 六月十九日某ト書テ(月日ナシ、五丁)支(126)

参考五巻

(12)時政江島参籠ノ巻

廿二丁 赤キ袴ニ柳裏ノ衣著タル女房
〔色、十一丁)支(300)〕

参考六巻

(13)楠天王寺出張巻

七丁 在京ノ人畿内近国ノ勢ヲ合セテ天王寺ヘ指向ラレ(4オ)
〔五ヶ国ト有リ、八丁)支(305)〕

(14)同巻

十二丁 間里ノ民屋扉ヲ閉其夜ハ柱松ニ障ヲ取テ明ルヲ待
〔柱本ト有リ、十三丁)支(322)〕

(15)同巻

十五丁 和田楠和泉河内ノ野伏トモヲ四五千人駆集テ
〔四五千人ナシ、十六丁)支(328)〕(参19上)

(16)楠天王寺未来記披見ノ巻

十八丁 元弘二年八月三日楠兵衛正成住吉ニ参詣シ
〔年号無之、十八丁)支(335)〕(参19下)

(17)同巻

廿二丁 先帝既ニ人王ノ始ヨリ九十五代ニ当給ヘリ
〔九十六代ト有リ)支(351)〕

(18)関東大勢上洛ノ巻(4ウ)

廿四丁 宗徒ノ大名百三十二人
〔百三十人ト有リ、廿三丁)支(365)〕(参123下)

参考七巻

(19)千綴破城軍ノ巻

廿二丁 軍ハテ、是ヲ見ハ哀大剛ノ者哉ト覺テ一足モ引サリケル

〔兵三十人ト有リ、十七丁)支(415)〕
兵皆人ニハアラテ菓ニテ作レル人形ナリ

(20)同巻

廿二丁 五六八九寸ノ材木ヲ集メテ広サ一丈五尺長二十丈余リニ梯ヲ

作ラセケル

〔十九丁、写本ニ五六八九寸ノ案ノ郡ナトヲ集メテ広サ一丈五尺(5オ)

長サ二十余丈ニ棧ヲ作ラセケル)支(417)〕(参174下)

(21)河野挙義兵ノ巻

卅二丁 今ハ四国ノ勢ヲ待テ摩耶ノ城ヘハ向ヘシト評定セラレケル処

ニ、後ノ二月四日伊予ノ国ヨリ早馬ヲ立テト有リ

〔此文写本ニ無之、廿七丁)支(428)〕

参考八巻

(22)摩耶酒部瀬河合戦ノ巻

二丁 先帝既ニ船ノ上ニ著御成テ隠岐判官清高合戦ニ打負シ後、近江

ノ武士共皆加ル由出雲伯耆ノ早馬頻並(5ウ)打テ六波羅ヘ告タ

リケレハ、事既ニ珍事ニ及ヒヌト聞人色失ヘリ

〔此文写本ニナシ、二丁)支(435)〕(参17下)

(23)同巻

同丁 是ニ就テモ京近キ所ニ敵ノ足ヲタメサセテハ叶マシ、先撰津国

摩耶城ヘ推寄テ赤松ヲ対治スヘシトテ

〔此文写本ニ無之、二丁)支(455)〕

(24)同巻

五丁 懸ル所ニ備前ノ地頭御家人モ大略敵ニ成ヌト聞ヘ(6オ)ケレ

ハ摩耶ノ城ヘ勢重ナラヌ前ニ討手ヲ下セトテ、同二十八日又一万
余騎ノ勢ヲ差下サル

〔右文写本ニ無之、三丁〕文〔159〕◎

(25) 持明院殿行幸卷

十五丁 主上南殿ニ出御成テ誰カ候ト御尋アレトモ衛府諸司ノ官蘭台

金馬ノ司モ何地ヘカ行タリケン〔衛府諸司ノ官無之、十三丁〕

〔文〕〔160〕◎

(26) 山徒京攻事山門ノ衆徒ヲ語フ卷

廿九丁 号山王須有非三非〔一点三点ト有リ、廿六丁〕文〔164〕

〔廿四月三日京合戦之卷〕〔6ウ〕

四十二丁 我等父子三人ト有リ〔二人ト在リ、三十七丁〕文〔167〕◎

(28) 千種ノ忠願京合戦ノ卷〔注2〕

四十八丁 彼陣ト千種殿ノ陣ト相去事僅ニ五十余町力程ナレハ〔西山ト八幡ト相去コト僅ニ五十余町ト有、四十四丁〕文〔168〕◎

(29) 同卷

同丁 因幡伯耆出雲美作但馬丹後丹波若狭ノ勢馳加リ程ナク二十万七

千余騎ニ成ニケリ〔僅ニ千余騎ト聞ヘシカ路次勢、四十三丁〕文〔169〕◎

(30) 谷ノ堂炎上ノ卷

六十二丁 折節魔風烈シク吹テ浄住寺最福寺〔浄住寺最福寺西方寺ト有リ、五十三丁〕文〔175〕

参考九卷〔7オ〕

(31) 尊氏願書ヲ八幡宮ニ納卷

三十二丁 元弘三年五月七日ト有リ〔二年ト有リ、三十二丁〕文〔182〕◎

(32) 官軍六波羅攻ノ卷

三十五丁 一手ヲハ東寺ヘ差向テ赤松ヲ防セラル、一手ヲハ伏見ヲ上
ヘ請テ千種殿ノ寄ラルム竹田伏見ヲ支ラルト有リ

〔一手ヲハ東寺ノ辺ヘ差向テ千種殿寄ラルム竹田伏見ヲ支ラルト有リ、

廿二丁〕文〔134〕◎

(33) 時益被討卷

五十五丁 寿永ノ乱タリシ世モ角コソト有リ〔拾承ト有リ、廿六丁〕文〔151〕◎

参考十卷

(34) 千寿王大倉谷ヲ落卷

二丁 元弘三年五月二日ト有リ〔年号無之、二丁〕文〔181〕

(35) 同卷

同丁 名越殿ハ討レ給フ、足利殿ハ敵ニ成給ヒヌト申ケレハ〔写本此文

無之、三丁〕文〔182〕

(36) 慧性敗走ノ卷

廿丁 三浦平六是ニ力ヲ得テ江戸豊嶋葛西河越坂東ノ八氏武蔵七道七〔河越無之、十四丁〕文〔197〕◎

手ニシテ有リ

(37) 同卷〔8オ〕

廿二丁 日来ノ庭訓ヲヒルカヘシテ只今ノ武勇ヲ感シケレハ、高重頭〔蓋賢カ武勇ヲ勸ケレハト有リ、十八丁〕文〔199〕◎

ヲ地ニ捨テ両眼ニ涙ヲソ浮ヘケル

(38) 同卷

廿九丁 五月十九日ト有リ〔十九日ト斗在リ、廿四丁〕文〔186〕◎

(39) 島津四郎降参ノ卷

卅二丁 新田義貞遠兵二万余騎率シテト有リ〔三万人ト有リ、廿五丁〕文〔197〕◎

(40) 同卷

卅四丁 相摸入道島津ヲ呼寄自ラ酌ヲ取テ酒ヲ進メ三度傾ケル時、三
 間ノ厩ニ立ラレタリケル関東無双ノ名馬ニト有リ、廿七丁(文[113])
 白鞍置テソ引レケルト有リ

(41) 鎌倉兵火ノ巻

卅八丁 為基カ佩タル太刀ハ面影ト名テ来太郎国行カ百日精進シテ三
 尺三寸ニ打タル太刀ナレハト有リ〔此文写本ニ無之、卅一丁(文[115])

(42) 同卷

同丁 為基由井ノ浜ノ大鳥居ノ前ニテ馬ヨリユラリト飛テ下、只一人
 〔五尺三寸ノ太刀ト有リ、三十三丁(文[116])
 太刀ヲ倒ニツイテニ立立ニ立タリケルト有リ

(43) 同卷

四十二丁 〔山名里見三千余騎ト有リ、三十三丁(文[118])
 大鳥里見額田桃井六千余騎ト有リ〕(9オ)

(44) 同卷

五十六丁 諏訪ノ祝ヲ憑テ有シカ建武元年ノ春ノ比ト有リ
 〔夏ノ比ト在リ、四十七丁(文[121])

(45) 同卷

五十八丁 五月廿二日ト有リ
 〔廿二日ト斗有リ、四十八丁(文[124])

参考十一卷

(46) 築紫合戦ノ巻

廿四丁 〔年号無之、十八丁(文[126])
 元弘三年三月十三日ト有リ

参考十二卷

(47) 公家一統政道ノ巻

七丁 宮ノ御償モ散シケルニヤ六月十七日
 〔七月六日ト有リ、六丁(文[129]) (4345上)

(48) 大内裏造宮ノ巻

十七丁 大嘗会ハ此所ニテ行ハル中和院ハ中ノ院内教坊ハ雅楽所ナリ
 〔此文写本無之〕(文[128])

(49) 同卷

廿五丁 寛平九年六月ニ中納言ニ上リ聽テ大将ニ成タマフト有〔写本
 ニハ中納言ヨリ大納言ニ上リテヤカテ大将ニ成タマフト有リ、十九丁〕
 (文[123])

(50) 解脫上人ノ事

五十六丁 堯ノ代二十ノ日出タリシヲ八ノ日射落スト有リ、四十二丁(文[128])
 〔九ノ日出タリシヲ九ノ日射落ス在リ〕(10オ)

(51) 佐鳥皇居ニ来卷ノ内

五十九丁 主上弥敷感有テ其夜聽テ広有ヲ五位ニ成サレト有〔右文
 写本ニ無之、四十六丁(文[128])

参考十三卷

(52) 龍馬進奏藤原脚諫言ノ巻

二丁 髮際ヲ過背ハ龍ノ如クニシテ四十二ノ辻毛ヲ卷テ背筋ニ連レリ

〔写本ニ旋毛ノ數背ニ連レリト有リ、二丁(文[128])

(53) 中前代蜂起ノ事

三十七丁 京都ニテ旗ヲ挙ント企ツル平家ノ余類共皆東国(10ウ)
 〔東国ト斗有リ、三十二丁(文[126])
 北国ニ逃下リテト有リ

(54) 同卷

三十八丁 波川刑部大輔小山判官秀朝武蔵国ニ出合是ヲ支ントシケル
 カ共ニ戦利ナクシテ兩人所々ニテ自害シケレハ其ノ郎從三百余人

〔三万余人ト有り、三十二丁〕(玄〔328〕)
皆両所ニテ討レニケリ

(56) 同卷

同丁 又新田四郎上野国利根川ニ支テト有り
〔兼川ト有り、三十二丁〕(玄〔328〕)〔参329上〕

参考十四卷

(59) 尊氏義貞確執衰状ノ卷

四丁 讒口傍ニ有テ真ヲ乱ル事多カリケル中ニ今度尊氏卿相摸次郎時
行カ討手ヲ承テ関東ヲ平ケト有り〔右文写本ニ無之、四丁〕(玄〔355〕)

(57) 同卷

廿四丁 十一月二十日鎌倉ヲ打立テ同二十四日ト有り
〔二十六日ト在リ、廿二丁〕(玄〔378〕)〔参429上〕

(58) 矢矧驚坂手越河原合戦ノ卷

卅三丁 鎌倉中ノ軍勢共カ一束切トテ髪ヲ短クシケル〔写本ニ短クハヤ
シケルト有り、廿九丁〕(玄〔389〕)

(59) 箱根竹下合戦卷

三十八丁 已上其勢七千余騎ト有り〔人数無之、三十二丁〕(11ウ)

(玄〔391〕)

(60) 同卷

四十三丁 仁木細川高上杉ノ人々勇進ミテ中書王ノ御陣ヘ会積モナク

撃テ懸ル、サレハ引漂フタル京勢ニテ叶ヘキ様ナカリケルヲ中書

王ノ副將軍脇屋右衛門佐云甲斐ナキ者共力懸ニ一陣ニ進テ御方ノ

刀ヲ失フコソ遺恨ナレ、コムヲ散サテハ叶マシトテ七千余騎ヲ一

手ニナシテ馬ノ頭ヲ鷹行ニ連テ旌ノ足籠敷ニ進メテ横合ニ閉々ト

懸ラレケルト有り

〔写本ニ〕(12オ卅二丁 仁木細川高上杉ノ人々勇進テ中書王ノ御陣ヘ打懸

ケル間副將軍脇屋右衛門佐七千余騎ニテ馬足ヲ進テ靛波ヲ上横合ニソ懸合タ

ルト有り) (玄〔396〕)

(61) 諸国朝敵蜂起ノ卷

六十七丁 内裏ノ陽明門ノ扉ニ一首ノ狂哥ヲ書タリケル
〔上ヲ下ヘトウチカヘシケル、五十丁〕(玄〔414〕)〔参414〕

賢王ノ横言ニナル世中ハ上ヲ下ヘソカヘシタリケル

(62) 尊氏京向卷ノ内

七十六丁 射手共四五十人ト有り〔人数無之、六十丁〕(玄〔425〕)

(63) 同卷

八十二丁 淀ノ大明神ノ前ヲ引時細川卿律師定禪六万余騎ニテ追懸タリ
〔写本ニ三万余騎、六十六丁〕(玄〔436〕)〔参436下〕

参考十五卷

(64) 奥州勢坂本着卷

九丁 將軍ハ早箱根竹ノ下ノ戦ニ打勝テ驄ヲ上洛シ給ヒヌト申ケレハ

ト有〔將軍ハ早上洛セラレヌト計有リ、九丁〕(玄〔462〕)

(65) 三井寺合戦ノ卷

十四丁 其勢縱誤テ坂本ヘ著タリトモ宇都宮京ニ有ト聞ヘナハ頓テ主

ノ許ヘコソ馳来ント有り〔此文写本ニ無之、十二丁〕(13オ) (玄〔472〕)

(66) 同卷

十七丁 二人ノ者共走寄テ小脇ニ挟テエイヤト拔、土ノ底五六尺堀入
栗生篠塚

タル大木ナレハ傍リノ土ニ二尺カ程クハツト崩レテ率都ノ念ナク

拔ニケリ

(67) 同卷

同丁 異国ニハ烏獲樂噲我朝ニハ〔和泉小次郎無之、十六丁〕文〔550〕參〔1〕下

キ大力ト聞ユト有

(68) 正月二十七日合戦ノ巻

四十丁 其兵櫓ヨリ落テ二言モイハス死ニケリ

〔此文写本無之、三十七丁〕(13ウ)文〔294〕

(69) 同巻

四十三丁 楠判官惣大将ノ前ニ来テ申ケルハ今日ノ御合戦不慮ニ

〔百万ノ衆ヲ傾クト有リ、四十丁〕文〔366〕
八方ノ衆ヲ傾クト申セトモト有

(70) 豊嶋河原合戦ノ巻

五十三丁 ハシタナク〔手嶋河原ニテト有、四十七丁〕文〔366〕
豊嶋河原ニテソ行合ケルト有リ

参考十六巻

(71) 尊氏筑紫下向ノ巻

三丁 建武三年二月八日尊氏兵庫ヲ落給ヒシト有リ

〔写本八十五巻(14オ)棟堅奉入將軍巻

五十七丁 サレトモ將軍ハ京都數度ノ軍ニ打負ケテ二月八日兵庫ヲ落給フ

ト有リ〕文〔519〕參〔171〕

(72) 少式菊池合戦巻

九丁 持仏堂へ走入腰カキ切テ伏ニケリ、郎等百余人モ堂ノ大牀ニ並居テ

同音ニ声ヲ出シ一度ニ腹ヲソ切タリケルト有リ

(73) 多々良浜合戦ノ巻

十六丁 敵御方相近附テ開ヲ揚ントシケル時、大高伊予守〔14ウ〕重成

ハ將軍ノ御陣ノ余リニ無勢ニ候へハ帰參候ハントテ引返ケリ、直

義此ヲ見テ始ヨリコソ留ルヘキニ、敵見テ引返スハ臆病ノ至ナリ、
哀大高刀五尺六寸ヲ五尺切テ捨テ剃刀ニセヨカシト欺レケル

〔此文写本無之、写本八十五巻六十五丁〕文〔527〕

(74) 同巻

十八丁 仁木越後守ハ近附敵五騎斬テ落シ六騎ニ手負セテ猶敵ノ中ニ

有ナカラ仰タル太刀ヲ踏直シテ切合ヒ命ヲ限トソ見ヘタリケル、

サレハ百五十騎參然ト〔15オ〕シテ堅ヲ破レハ菊池力勢誠ニ百倍

セリトイヘトモ僅ノ小勢ニ懸立ラレテ一陣ノ軍兵三千余騎多々良

浜ノ遠千瀉二十余町マテソ引退ケルト有リ

〔写本八十五巻六十九丁

仁木越後守ハ近ツク敵五騎切落シ二騎ニ手負セテ尚敵ノ中ニ有ナカラ太

刀ノ少仰タルヲ馬手ノ足ノ上テ踏直テハ切合ヒ押直テハ打合ヒ命ヲ際ト

戦タリ、依之左馬頭五十騎ノ勢ヲ魚鱗ニ進セテ參然トソ堅ヲ破ル、菊池

カ勢百倍タリトイヘトモ時運ニヤ被引〔15ウ〕ケン前陣ハ戦トモ後陣烈

カス、御方討レトモ力ヲ合セス、剩續ノ小勢ニカケ立ラレテ一陣ノ勢三

千余騎多々良浜ノ遠千瀉ヲ二十余町ソ挽タリケル〕參〔55上〕文〔530〕

参考十七巻

(75) 山門攻巻

三丁 岩松桃井等ヲ大将トシテ三十万騎ト有リ

(76) 同巻

五丁 千葉宇都宮土居得能四国中国ノ兵此ヲ固メタリト覺テ左巴

右巴月ニ星片引兩角折敷ニ三文字〔16オ〕書タル旗共ト有リ

六丁 (77)同卷
〔龜甲下濃三ツ瓢ト斗有り、六丁〕(文(11)◎)
龜甲下濃ノ瓜ノ紋連銭三ツ星四ツ目結赤幡水色三ツ瓢家々ノ紋
書タル旗三百余流ト有り

(78)同卷
同丁 大津幸崎志賀里〔三十余ヶ所ト有り、六丁〕(文(11)◎)
〔三十余ヶ所ト有り、六丁〕(文(11)◎)

(79)同卷
九丁 太刀長刀ヲ奪ヒ取テ四郎谷ノ南箸塚ノ上ニ走上リ命ヲ捨テ戦ケ
ルト在リ〕(16ウ)

(80)同卷
十二丁 昨日ハ既ニ追手ノ勦ニ依テ高家ノ一族共手詰ノ合戦ヲ致シツ
ト有り

(81)同卷
〔写本、昨日ハ獨手ノ勢定ノ合戦ヲ致サレト有り、十一丁〕(文(18))

(82)同卷
十四丁 一様ニ裏ツレタル事カラト有り

(83)同卷
〔写本、一様ニ裏ツレタル威色ノ事柄ト在リ、十四丁〕(文(21)◎)

十六丁 九尺計ニ見ヘタル樞ノ木ノ棒ヲ左ノ手ニ握リテト有〕(17オ)

(84)同卷
廿二丁 横川ヲ攻ヘシト聞ヘケレハ楞嚴院九ノ谷ノ衆徒処々ツマリタ
〔写本ニ六ノ谷ト有り、廿二丁〕(文(30)◎)

ニ城戸ヲ拵ヘト有り
(84)同卷

廿三丁 今ヨリ後朝饑久シク塗炭ニ墜テ公卿大臣蛮夷ノ奴ト成国主

〔更ニ帝都ヲ去テト有り、廿三丁〕(文(32)◎)
遙ニ帝都ヲ去テト有り

(85)義貞京軍ノ巻
五十二丁 將軍ノ二十万騎ト義貞ノ二万騎ト入乱テ戦タリト有
〔義貞 一万騎ト有り、四十六丁〕(文(62)◎)

(86)江州軍ノ巻 (17ウ)
六十四丁 三千ノ聖供運送ノ道塞テ谷々ノ講演モ絶ハテム社々ノ祭礼
モナカリケリ、山門角テハ叶フマシトテ先江州ノ敵ヲ対治シテト
有リ

(87)同卷
〔写本、三千ノ聖供ノ運送ノ道塞テ谷々ノ敵ヲ退治ソト有、五十三丁〕
(文(70))

(88)同卷
六十四丁 同二十三日三塔ノ衆徒ノ中ヨリ五百坊ノ悪僧ヲ勝リト有
〔写本、同二十日三千ノ衆徒ノ中ヨリ五百人ノ悪僧ヲ勝リテト有り、
五十四丁〕(文(70))

(89)北国下向ノ巻
八十六丁 佐々木ノ一族ト熊谷ト取籠テ討ントシケレ共馬ハ雪ニ〕
(18オ)凍ヘテ働カス、兵ハ指ヲ凍シテ弓ヲ控得ス、太刀ノ柄ヲモ
握リ得サリケレハト有り、〔佐々木党ト熊谷ト執籠テ為討ケル間、相
懸リニ懸テ刺違ント為ケントモ馬ハ雪ニ凍テ不働、兵ハ脇差ヲ落シテ無
シ、弓矢モ手ニ不被執、太刀柄モ不拳得ト有り、七十丁〕(文(91)◎)

(90)瓜生判官心交巻
九十四丁 射向ノ袖ニサシタル金作ノ太刀ヲ抜テト有
〔刀ト有り、四十八丁〕(文(100)◎)

参考十八巻 (18ウ)

(90) 高野根来ト不和ノ巻

十丁 先帝花山院ヲ忍出サセ給ヒテ吉野ニ潜幸セシカハト有〔右文章写本無之、七丁〕支〔131〕

(91) 瓜生華旗巻

十五丁 イマタ金崎ヘハ向ハテ杣山ノ城ニ在ケルカ去月十一日ト在リ〔十月ト斗有リ、十丁〕支〔132〕〔参7下〕

(92) 同巻

十六丁 高越後守四方ノ口々ニ堅ク兵士ヲ居テ人ヲ通サスト有リ〔関ヲ居テト有リ、十二丁〕支〔133〕

(93) 金崎後攻ノ巻

廿三丁 是程ニ不定ノ人間仇ナル身命ヲ資ケントテ互ニ罪業ヲ造リ長

キ世ノ苦ミヲ受ン事コソ浅マシケル〔19オ〕〔右文章写本ニナシ、

廿丁〕支〔134〕

参考十九巻

(94) 光明院殿登極ノ巻

三丁 抑此君ハ故相撰入道宗鑿カ亡ヒシ時御即位ニ即セ進ラセタリシ

カ〔此文章写本ニ無之、二丁〕支〔135〕〔参37上〕

(95) 義貞攻落越前府城巻

十二丁 白蘆毛ナル馬ニカシ鳥威ノ鎧著テ三尺六寸ノカヒシノキノ太

刀ヲ抜ト有リ〔三尺六寸ノ太刀ト斗有リ〕支〔136〕

(96) 東宮將軍ノ宮御隔ノ巻〔19ウ〕

十九丁 今又東宮將軍宮幾程ナクテ御隨アリケレハ心アルモ心ナキモ

是ヲ聞及フ人毎ニ哀ヲ催サスト云事ナシ、カクツラクアタリ給ヘ
ル直義朝臣ノ行末イカナラント思ハヌ人モ無リケルカ、果シテ毒

害セラレ給フコソ不思儀ナレ〔此文章写本ナシ、十五丁〕支〔137〕

(97) 頭家卿上洛ノ巻

廿四丁 国司則其勢ヲ合セテ三万余騎白川関ヘ打越給フニ奥州五拾四〔四十余郡ノ勢共ト有リ、廿丁〕支〔138〕

(98) 追奥勢跡ヲ道々合戦ノ巻〔20オ〕

卅丁 国司頭家卿以下正月八日鎌倉ヲ立テ夜ヲ日ニツイテ上洛シ給ヘ〔十万余騎ト有リ、廿丁〕支〔139〕〔参8上〕

(99) 同巻

三十二丁 堀口美濃守貞満千余騎ニテ馳加ル、今ハ是ヨリ京迄ノ道ニ誰

アリトモ此勢ヲ聊モ支ントスル者ハ有カタシト有リ〔京勢ト有、廿七丁〕

(100) 同巻

三十二丁 土岐弾正少弼頼遠七百余騎ニテ馳加ル、国司ノ勢六〔20ウ〕

拾万騎ト在リ

参考廿巻

(101) 越後勢赴越前巻

五丁 其間二軍勢皦白山以下所々ノ神社仏閣ニ打入テ仏物ヲ侵ラト有リ〔金銀白山ト有リ、六丁〕支〔140〕

(102) 同巻、宸筆勅書賜義貞巻

六丁 義興頭信敗軍ノ勞兵ヲ率シテ八幡山ニ楯籠ト有〔百軍ト有リ、八丁〕支〔141〕

(103) 義貞藤山門巻〔21オ〕

十二丁 義助ハ二万余騎ヲ率シテ七月廿九日越前ノ府ヲ立テト有リ〔八月三日ト有リ、十四丁〕支〔142〕

(104) 義貞ノ馬厲強巻

二十二丁 此外山名大館里見鳥山一井細屋中条大井田桃井以下ノ一族

三十余人ハ思々ノ鎧甲ニ色々ノ太刀刀寄レイラ尽シテ東西二行ニ座ヲ列スト有り

(105)同卷

廿二丁 其日ノ軍奉行ニ上木平九郎人夫六千余人ニ幕檣楯埋草塀柱等ヲ持セテト有り (21ウ)

(106)同卷

廿二丁 是ヲコソ不思議ト見ル処ニ旗サシ進ンテ足羽河ヲ渡ス処ニト有リ

(107)義貞自害ノ卷

廿六丁 義貞叶ハシトヤ思ケン抜タル太刀ヲ左ノ手ニ取渡自ラ首ヲカキ切テト有リ(義貞今ハ叶ハシトヤ思ヒケン腰ノ刀ヲ抜テ自ラ首ヲカキ落スト有り、三十丁)(文(3)385)(參74下)

(108)奥州下向勢遭難風卷 (22オ)

四十二丁 此御船計日輪ノ擁護ニ依テ伊勢ノ国ヘ吹モトサレ給ヒヌル事タムコトニアラス、何様此宮継体ノ君トシテ九五ノ天位ヲ踐セ給フヘキ所ヲト有リ (22ウ)

写本太平記 見合抜書 自廿一至四十卷 (表紙)

写本太平記 見合抜書 参考太平記

右二十一卷ヨリ四十卷マテ (1オ)

参考二十一卷

(1)後醍醐天皇崩御之段ノ内

十九丁 右ノ御手ニハ御劔ヲ按シテ八月十六日ノ丑ノ刻ニ遂ニ崩御ナリニケリ

(2)後村上帝受禪之段ノ内

二十八丁 堂上ノ伶倫正始ノ曲ヲ調テ一タヒ雅音ヲ奏スレハ

(3)因遺勅被成論旨段ノ内 (2オ)

三十三丁 由良越前守光氏五百余騎ニテ西方寺ノ城ヨリ出テ和田江守

波羅密深町安居ノ荘内ニ敵ノ敵ク構タル六箇所ノ城ヲ二日ニ攻落

則チ御方ノ勢ヲ入替テ六箇所ノ城ヲ守ラシム、同五日堀口兵部大

輔氏政五百余騎ニテ居山ノ城ヨリ出テ香下鶴カ沢穴間河北十一箇

所ノ城ヲ五日力中ニ攻落シ降人千余人ヲ引率シ河合ノ庄ヘ出合ル

(写本二十一卷) 由良越前守光氏五百余騎ニテ西方寺ノ城ヨリ (2ウ) 打出

テ香下鶴カ沢穴間河北十一箇所ノ城ヲ五日力中ニ攻落シ降人千余人ヲ引

率シ河合庄ヘ出合ル(文(3)382)(參103上下)

(4)塩治判官讒死之段ノ内

三十八丁 花ヲ猜ミ月ヲ妬ム程ノ女房達ヲ十二人

- (5) 同シ段ノ内
 四十七丁 如何ナル装束ナリ共シタテンスルニ
 【写本二十一卷三十四丁、二三百重為立ケルニ】(文三三〇〇)
- (6) 同シ段ノ内
 五十三丁 蓮台野西山辺へ懸符ノ為ニ出ル様ニ見セテ】(3オ)
 【写本二十一卷三十七丁、懸符ノ為ニ】(文三三〇〇)
- 写本之方二十二之巻ハ全牀無之、参考ニモ諸具本二十二之巻脱巻在之トノ饑見ヘタリ、此故ニ参考ノ二十二之巻ト写本ノ二十三之巻ト引合ス、是ヨリ下兩本ノ巻次齟齬ノ饑多シ、且ツ条目文章ナトモ混雜ノ品アマタアリ
- 参考二十二卷
- (7) 畑六郎左衛門カ段ノ内
 二丁 生涯山野江海ノ獵漁ヲ業トシ】(3ウ)
 【写本二十三卷 生涯三物替ノ狩ヲノミ哀トシテ】(文四一〇〇)
- (8) 同シ段ノ内
 六丁 大盤石ヲ転シ懸タレハ
 【写本二十三卷 大盤石ノ有ケルヲ曳ト刎起シテ石弓ニソ馳シケル】(文四一六〇)(參一三九丁)
- (9) 同シ段ノ内
 七丁 珍シキ戦今一度シテ
 【写本二十三卷九丁、懸合ノ合戦シテ】(文四一七〇)
- (10) 義助參方野段ノ内
 十二丁 土岐彈正少弼頼遠刑部太輔頼康ニ攻落サ】(4オ)レテ郎等七十
 三人ヲ召具シ微服潜行シテ熱田ノ大官司カ城
 【写本二十三卷 右ノ文章ナシ】(文四二二〇)(參一三九丁)
- (11) 同シ段ノ内
 十二丁 其命恙ナクシテ今此ニ来ル事君臣水魚ノ忠徳再ヒ顯ハスヘキ
 故ナリト御涙ヲ浮ヘサセオハシマシテ仰下サル
 【写本二十三卷 右ノ文章ナシ】(文四二二〇)
- (12) 佐々木信胤成宮方ノ内】(4ウ)
 十六丁 懸ル処ニ伊予ノ國ヨリ専使馳来テ
 【写本二十三卷 吉野ニハ伊予國ヨリ専使ヲ立テ】(文四二二〇)
- (13) 義助下向予州段ノ内
 二十丁 去程ニ四國ノ通路開ケヌトテ
 【写本二十四卷 右ノ文章ナシ】(文四二七〇)
- (14) 同シ段ノ内
 二十二丁 サレトモ四國中国ニ心ヲ通スル官軍多ク有シカハ今一日モ
 急ヘシトテ
 【写本二十四卷 右ノ文章ナシ】(5オ)(文四二七〇)
- (15) 義助病死之段ノ内
 二十四丁 懸ル処ニ同五月【写本二十四卷 右ノ文章ナシ】(文四三二〇)
- (16) 同シ段ノ内
 三十丁 余ニ無勢ニ見ユルハ一定究竟ノ者共ヲ勝リテ
 【写本二十四卷二十七丁、逸物ノ兵ヲ勝リテ】(文四三三〇)
- (17) 同シ段ノ内
 三十二丁 兜ノ綴ヲ傾テ馬ヲ立オサメ靜リカヘリテ
 【写本二十四卷 右ノ文章ナシ】(5ウ)(文四三三〇)
- (18) 大館左馬助討死之段ノ内

三十三丁 〔写本二十四卷三十一丁、二百八十八余人〕(文)(4900)〔参142下〕宗徒ノ敵二百余人

参考二十三卷

(19)大森彦七カ段ノ内

三丁 新田義貞兵庫ノ港河ニテ支ヘ合戦有シ時此大森ノ一族トモ細川

卿律師定禪ニ從テ手痛ク軍ヲシ楠正成ニ

〔写本二十四卷 新田ハ播磨ヨリ引退テ兵庫ノ湊川ニテ合戦アリシトキ大森ノ

一族等〕(6オ)宗ト痛キ合戦ヲ為テ精判官正成ニ〕(文)(4910)

(20)同シ段ノ内

六丁 装束ノ唐笠程ナル光物二三百

(21)同シ段ノ内

十二丁 治承養和ノ争ニ滅シ〔写本二十四卷 右ノ文章ナシ〕(文)(4720)

(22)同シ段ノ内

十八丁 サテモ大盤若経真説ノ功力ニ依テ

〔写本二十四卷 右ノ文章ヨリ下ノ句ナシ、但シ此下ノ文章ハ〕(6ウ)此卷ノ

内世田城落夏ト在之条目ノ末ニ出タリ〕(文)(4900)〔参142下〕

(23)土岐頼遠参合ニ御幸一段ノ内

二十五丁 御幸ニソ参合ケル召次御前ニ走散テ

(24)同シ段ノ内

二十六丁 何院ト云カ犬ト云カ犬ナラハ射落サント

(25)同シ段ノ内

同丁 御車ヲ真中ニ取籠テ馬ヲ懸寄追物射ニコソ射タリケレ〕(7オ)

(26)同シ段ノ内

同丁 竹林院中納言公重卿御後ニ打レケルカ衛府ノ太刀ヲ拔馳寄懸ル

浅マシキ狼藉コソナケレ御軍ヲトク懸破テ仕レ、ト下知セラレケ

レトモ牛ノ軛ヲ切ラレテ

〔写本二十三卷 右ノ文章ナシ、但シ御牛飼轡ヲ廻シテ御車ヲ仕ラント為ケレ

ハ胸懸ヲ切ラレ〕(文)(4850)

(27)同シ段ノ内

同丁 三十幅モ少々折ニケレハ御車ハ路頭ニ顛到ス〕(7ウ)〔写本二十三

丁卅幅モ少々踏折テ己カ宿所ヘソ飯ケル〕(文)(4850)

(28)同シ段ノ内

二十七丁 上皇ハ只御夢ノ心地マシマシテ何トモ思召分タル方モ無リ

ケルヲ、竹林院中納言公重御前ニ參ラレタリケレハ上皇如何ニ公

重カト計ニテ聽テ御涙ニソ唄ヒマシマシケル、公重卿モ進ム涙ヲ

押ヘテ此比ノ中夏ノ饑饉夷僭上無礼ノ至極是非ニ及ハス候、然レ

トモ〕(8オ)日月イマタ天ニ懸ラハ照鑿何ノ疑カ候ヘキ、ト奏セ

ラレケレハ上皇些敷慮ヲ慰マセオハシマシ、サレハ其事ヨ

〔写本二十三卷 右ノ文章ナシ〕(文)(4860)

(29)同シ段ノ内

二十七丁 勅答申サルムトコソ聞、サコソ武臣ノ無礼ノ代ト謂ソカラ

ニ懸ル狼藉ヲ面見ツル事ヨ今ハ末代乱惡ノ習俗ニテ衛護ノ神モマ

シマサヌカト覺シ、ト仰出サレテ袞衣ノ御〕(8ウ)袖ヲ御顔ニ當

サセオハシマセハ公重卿モ涙ノ中ニカキ昏テ牛童少々尋出シテ泣々

還御成ニケリ

〔写本 二十三卷 二十四丁〕勅答ヲ被申キ、何況ヤ聖王上皇ノ御幸ニ忝モ参会シテ何ナル禽獸ナリトモ此ル狼藉ヲ致ス物ヤ有ヘキ、全ク異朝ニモ未タ此ル類ヲ聞ス、増テ本朝ニハ曾テ耳ニモ触ヌ不思議ナリ」(文[438]◎)

(30) 同シ段ノ内 (9オ)

二十八丁 美濃国ニ楯籠テ謀反ヲ起サント相儀シテ便宜ノ知音一族トモヲ招寄ト聞ヘシカハ急キ討手ヲ差下シ対治セラルヘシトテ、先姪ノ刑部太輔頼康ヲ始トシテ宗徒ノ一族トモニ御教書ヲ成下サレシカハ頼遠謀反モ事ユカス、角テハ如何ト思案シテ潜ニ京都へ上リ

〔写本 二十三卷 二十五丁〕美濃国ニ楯籠テ謀反ヲ起サント擬シケレトモ更ニ与力スル宮方モナク同意」(9ウ)スル一族モアラサリケレハ潜ニ京都へ上リ

(文[437]◎)

(31) 同シ段ノ内

三十丁 此頼遠ハ当代殊更大敵ヲ靡ケ忠節ヲ致シムカハ其賞翫モ人ニ勝レ其恩禄モ他ニ異ナリケルヲ今懸ル振舞ニ依テ重テ吹草ヲ用ラレヌ、忽ニ其身ヲ失ヒヌル事天地日月イマタ変異ハ無リケリトテ皆人恐怖シテ直義ノ政道ヲソ感シケル」(10オ)

〔写本 二十三卷 二十六丁〕右ノ文章ナシ、但シ此時ノ習京洛変シテ蛮夷ト成ヌル哀ナレ

ハ人皆院国王ト申事ヲモ不知ケルニヤ、土岐コソ院ノ御幸ニ悪敷合タル罪科ニ依テ斬ラレタレハ申ケレハ道ヲ過ル馬上ノ客語テ抑院ニタモ馬

ヨリ下スルニハ」(文[439]◎)

(32) 同シ段ノ内

三十一丁 太ク遠シキ馬トモニ思々ノ鞍置テ

〔写本 二十三卷 二十七丁〕太ク遠シキ馬ニ千鳥足ヲ踏セ段子金蘭」(10ウ)ノ小袖色々ニ

脱懸テ是ヲ歴ヨリ余セルモアリ、金銀ニテ打合タル太刀刀トモ健兒中間ニ持セ唐笠ニ毛履佩テ当世速ル田楽節所々打上テ」(文[439]◎)

(33) 同シ段ノ内

三十二丁 早歌交リノ雑談シテ馬上二三十騎

〔写本 二十三卷 二十七丁〕紅葉手毎ニ折覆シ五六十騎カ程」(文[439]◎)

(34) 同シ段ノ内

同丁 騎馬ノ客ノ前二」(11オ)

参考二十四卷

(35) 朝餓年中行事ノ段ノ内

二丁 曆応改元ノ比ヨリ兵革暫ク鎮リ天下無為ニ属ストイヘトモ京中ノ貴賤ハ尚窮困ノ愁ニ嬰レリ、其故ハ国衙庄園モ本所ノ知行ナラス、正税官物モ運送ノ煩有テ公家ハ逐日狼戾セシカハ朝餓悉ク賤絶シテ政道サナカラ塗炭ニ墮ニケル

〔写本 二十五卷 二丁〕此三四年カ間ハ国々兵革不止ト云ヘトモ」(11ウ)四国北国ノ

官方漸々ニ亡シカハ京中ノ百官万民今ハ国衙庄園モ公家ノ知行ニ成リ、正税官物モ運送ノ煩有ラシト悦合ヘル処ニ、路次ノ狼藉モ未止本主領知モ不叶、天下只武家ノ為ニ被押領シカハ路中ノ貴賤窮困ノ愁ヲ不懐ト云者ナシ」(文[505]◎)

(36) 同シ段ノ内

同丁 〔写本 二十五卷 六丁〕武家ノ奢侈公家ノ衰微ニ依テ」(文[510]◎) 近年ハ天下ノ鬪乱ニ依テ」(12オ)

(37) 同シ段ノ内

二丁 政道一事モ無ニ依テ天モ災ヲ下ス事ヲ知ス、懸リケレトモ道ヲ知ル者ナケレハ天下ノ罪ヲ身ニ帰シテ己ヲ責ル心ノナカリケルコソウタテケレ、サレハ疾疫飢饉年々ニ有テ庶民ノ苦トソ成ニケル

〔写本二十五卷 右ノ文章ナシ〕(文)(5100)

(38) 依山門噉訴公卿食饑之段ノ内

六丁 同八月二(12ウ)

(39) 同シ段ノ内

同丁 国々ノ大名共ヲ召レ代々ノ例ニ任セ其役々ヲ仰合サル、凡天下

ノ鼓騒洛中ノ壯観ト聞ヘシカハ

〔写本二十五卷 右ノ文章ナシ〕(文)(5130)

(40) 同シ段ノ内

二十三丁 同時ニ寺ヲ造ルコト支那四百州ノ中ニ一千七百三箇所ナリ

(41) 同シ段ノ内(13オ)

三十三丁 此間山門及再往ノ訴今月十四日ノ院宣ニ曰ク

〔写本二十五卷 右ノ文章ナシ〕(文)(5170)

(42) 同シ段ノ内

三十八丁 忠義巻纓老懸ニ蒔絵ノ細太刀帯テ小八葉ノ車ニ乗レリ

〔写本二十五卷 直義是モ衣冠ニテ後車ニ被乗タリ〕(文)(551) (参178上)

(43) 同シ段ノ内

三十九丁 笠ノ役以上八人布衣ニ上括シテ列ヲ引(13ウ)

(44) 同シ段ノ内

同丁 〔写本二十五卷四十丁、布衣ニ袍靴ヲ帯シテ〕(文)(552) 布衣ニ下括シテ半靴著テ

参考二十五卷

(45) 自伊勢上宝劔段ノ内

二十三丁 伊勢国国崎ノ神戸ニ

(46) 同シ段ノ内

三十六丁 〔写本二十六卷三十丁、廿六人〕(文)(43) (参207上) 三十六人ノ神子ニ

(47) 住吉合戦之段ノ内

四十八丁 柄ノ長サ一丈計ニ見ヘタル鎗ヲ

参考二十六卷(14オ)

(48) 高師直師泰発向河内之段ノ内

三丁 堂舎仏閣ニ充滿タリ同二十五日

〔写本二十六卷 堂舎仏閣ニ充滿タリ、其後十余日ヲ経テ十二月二十五日〕(文)(44) (参60)

(49) 同シ段ノ内

四丁 外様ノ大名四百三十六人

(50) 同シ段ノ内

同丁 桜井水無瀬ニ充滿セリ〔写本二十六卷 水無瀬ノ在家ニ居余テ過半ハ野宿ニ〕(14ウ) 充滿セリ(文)(461) (参215下)

(51) 四条殿合戦之段ノ内

九丁 徒立ノ射手五百人

(52) 同シ段ノ内

十三丁 旌旗南北ニ開キ分レテ

〔写本二十六卷五十二丁、旗足〕(合テ) (文)(469)

(53) 正行討死之段ノ内

二十五丁 今朝巳ノ刻ヨリ申ノ時ノ終迄三十余度ノ戦ニ
〔写本二十六卷六十四丁、二十余度〕(玄四 83)

(54) 同シ段ノ内(15オ)

三十丁 新兵衛ヲ懸ノケ懸ノケ射ケル矢ニ
〔写本二十六卷六十六丁、ヨリ手ノ物ニナシ馬ヲ懸除ケ懸寄射ケル矢ニ〕(玄四 86)

(注3)

(55) 同シ段ノ内

三十一丁 奥州ノ国司顯家卿安部野ニテ討レ
〔写本二十六卷六十六丁、和泉ノ堺ニテ討レ〕(玄四 86)

(56) 同シ段ノ内

同丁 相從兵百四十三人
〔写本二十六卷六十六丁、三百四十三人〕(玄四 86) (參238上)

(57) 師直師泰奢侈之段ノ内

五十二丁 二条前関白殿ノ御妹
〔写本二十七卷五丁、或貴人ノ御女〕(玄四 86)

参考二十七卷

(58) 田染附長講見物之段ノ内(15ウ)

四丁 今年多クノ不思儀打続ク中ニ浴中ニ田染ヲ既事法ニ過タリ、大樹是ヲ與セラレ事又類ナシ、サレハ万人手足ヲ空ニシテ朝夕はカ為ニ娯費ス、関東亡ヒントテ高時禪門好ミ既シカ先代一流断滅シヌ、ヨカラヌ事ナリトソ申ケル、同年六月十一日〔写本 二十七卷 三十六丁 右ノ文章ナシ〕(玄四 86)

(59) 同シ段ノ内

四丁 公家ニハ撰錄大臣家門跡ハ当座主梶井二(16オ)品法親王武家ハ大樹是ヲ與セラレシカハ其以下ノ人々ハ申ニ及ス、卿相雲客諸家ノ侍神官僧侶ニ至ルマテ

〔写本 二十七卷 三十六丁 右ノ文章ナシ〕(玄四 89)

(60) 同シ段ノ内

五丁 新本ノ老若東西ニ輕ヲ打テ両方ニ橋懸リヲ懸タリケル、染屋ノ幕ニハ額額ヲ張天蓋ノ幕ハ金欄ナレハ片々ト風ニ散滿シテ炎ヲ揚ルニ異ナラス、舞台ニハ曲景繩床ヲ立(16ウ)双ヘ紅緑ノ襪ヲ展布テ豹虎ノ皮ヲ懸タレハ見ルニ眼ヲ照サレテ心モ空ニ成ヌルニ

〔写本 二十七卷 三十七丁 右ノ文章ナシ〕(玄四 86)

(61) 同シ段ノ内

六丁 懸ル処ニ將軍ノ御棧敷ノ辺ヨリ美シキ女房ノ練貫ノツマ高ク取ケルカ扇ヲ以テ幕ヲ揚ルトソ見ヘシ

〔写本 二十七卷 三十七丁 右ノ文章ナシ、但シ奈何シテ崩レ初ケン、三重ニ擔タル將軍ノ御棧敷トアリ〕(17オ) (玄四 86)

(62) 同シ段ノ内

七丁 斯ル紛レニ物取トモ人ノ太刀刀ヲ奪取テ逃ルモアリ、見附テ切テ止ルモアリ

〔写本 二十七卷 三十七丁 右ノ文章ナシ〕(玄四 86)

(63) 同シ段ノ内

十丁 誠ニ今度棧敷ノ儀神明御降ヲ廻ラサレケルニヤ、彼棧敷崩テ人多ク死ケル事ハ六月十一日ナリ、其次ノ日終日終夜大雨車軸ヲ降シ洪水盤石ヲ流シ昨(17ウ)日ノ河原ノ死人汚穢不淨ヲ洗流シ十四日ノ祇園神幸ノ路ヲハ清メケル、天龍八部悉ク靈神ノ威ヲ助テ清淨ノ法雨ヲ灌キケル、有難カリシタメシナリ

〔写本 二十七卷 四十丁 右ノ文章ナシ〕(玄四 86) (參233上)

64師直毘尊氏居所ノ段ノ内

三十七丁 曆応ヨリ以来ハ天下武家ニ帰シ世上モ少穩ナリシニ、去年

楠正成乱ヲ起セシカトモ討死セシカハ弥無為ノ世ニ成ヌト喜合

(18オ) 処ニ、俄ニ此乱出来ヌレハ兎角治リヤラヌ世ノ中ト歎カヌ

者コソナカリケレ(写本 二十七卷 右ノ文章ナシ)(文四188◎)

65直冬鎮西没落之段ノ内

四十二丁 懸リシ後ハ弥師直権威重ク成テ三条殿方ノ人々ニ面ヲ低レ

眉ヲ蹙ム

(写本 二十七卷 右ノ文章ナシ)(文四187◎)

66同シ段ノ内

四十二丁 此佐殿ハ武將ノ嫡家ニテ中国ノ探題ニ(18ウ)下サレテ人皆

從靡キ奉リ富貴榮耀ノ門ヲ開キ旨酒好会ノ席ヲ展業イマタ央ナラ

サリシニ夢ノ間ニ引易テ

(写本 二十七卷 右ノ文章ナシ)(文四188◎)

67上杉畠山流罪死刑之段ノ内

四十七丁 琵琶ヲ馬鞍ニカケ

参考二十八卷

68三角入道直冬段ノ内

十丁 先立人ヲ待調ヘサセ筒ノ火ヲ見セテ(文四188)

69直冬蜂起之段ノ内

十七丁 遂ニ三河守城ヲ攻落サレイマタ死生ノ境ヲ不知(写本 二十八卷

右ノ文章ナシ)(文四188◎)

参考二十九卷

70官方京攻之段ノ内

三丁 皆馬ヨリ下シ橋ヲ懸サセ二万余人

71同シ段ノ内

五丁 去程二十三日ノ夜ヨリ桃井山上ニ陳ヲ取リヌト(19ウ)見ヘテ

(写本 二十九卷 右ノ文章ナシ)(文四188補入部◎)

72尊氏上洛之段ノ内

十五丁 懸引自在ニ当ラント

73同シ段ノ内

同丁 長サ七尺計ナル男

74同シ段ノ内

同丁 白沫カマセテ只一騎河原面ニ進ミ出テ

75同シ段ノ内(20オ)

十七丁 元弘建武以後三百余箇度ノ合戦ニ

76同シ段ノ内

十八丁 秋山件ノ棒ヲ以テ只中ヲ指テ当ル矢二十三筋マテ打落ヌ

77同シ段ノ内

十九丁 討ル者三百人

78同シ段ノ内

二十丁 將軍并羽林ノ両勢五千余騎

79師泰自石見引返段ノ内(20ウ)

二十六丁 其勢二千余騎正月十三日ノ早旦ニ草井地ヨリ打立テ跡ヲ追

テソ寄ニケル

〔写本二十九卷 右ノ文章ナシ〕(文四271◎)

〔写本三十丁〕

二十八丁 道口七郎落合テ陶山カ上ニ乗懸リ

(80) 同シ段ノ内

三十二丁 將軍書写坂本ヲ打立テ二万余騎

(81) 光明寺合戦ノ内

四十二丁 孫六ハ敵三騎切テ落シテ裏ヘツト懸技

方モナク又見咎ムル敵モ無リケレハ紛レテ助カラシ思ヒテ笠驗ヲ

取テ袖ノ下ニ収メ西ノ宮ヘ打通テ夜ニ入ケレハ小船ニ乗テ將軍ノ

陣ヘソ参ケル

〔写本二十九卷 右ノ文章ナシ、但シ只二騎取テ返シ大勢ノ中ヘ懸入テ暫戦ケ

ルカ、孫六ハ資リテ彈正ハ討レニケリ〕(文四286◎)

参考三十卷

此兩本異體ナシ(21ウ)

参考三十一卷

十三丁 (82) 武蔵野合戦之段ノ内

〔写本三十一卷十三丁、老若〕(文四397◎)

二十三丁 (84) 鎌倉合戦之段ノ内

〔写本三十一卷二十二丁、一二三〕(文四406)

三十丁 (85) 笛吹峠軍之段ノ内

〔写本三十一卷二十七丁、八千〕(文四412◎)

都合其勢八万余騎

(86) 同シ段ノ内

三十六丁 將軍ノ御陳ヲ見渡セハ四方五六里ニ及テ

参考三十二卷(22オ)

(87) 山名父子背尊氏段ノ内

十五丁 此陳ノ様前ニ川有テ後ニ大山峙タレハ引場ノ思ヒハナケレト

モ韓信カ兵書ヲサミシテ背水ノ陳ヲ張シニ違ヘリ、殊更土岐佐々

木ノ兵近江ト美濃トヲ後ニ於テ戦ハンニ引テ暫ク氣ヲ休メハヤト

思ハヌ事ヤ有ヘキト、イマタ戦ハサル前ニ敵ニ心ヲソ計ラレケル

〔写本三十二卷 右ノ文章ナシ〕(22ウ)(文四488◎)

(88) 直冬上洛之段ノ内

四十八丁 敵ノ勇銳ヲ見テ戦テハ中々叶ハシトヤ思ケン、遂ニ矢ノ一

ツヲモ射懸スシテ城ノ麓ヲノサノサト通シケレハ

〔写本三十二卷 右ノ文章ナシ〕(文四497◎)

(89) 同シ段ノ内

同丁 山名父子七千六百余騎前後十里ニ支ヘテ丹波国ヲ通ルニ

〔写本三十二卷 七千余騎混書ニテ丹波路ヲ〕(23オ)(文四497◎)

(90) 同シ段ノ内

五十七丁 此太刀ハ伯耆国会見郡ニ大原五郎太夫安綱ト云鍛冶一心清

淨ノ誠ヲ致シキタヒ出タル劔ナリ、時ノ武将田村將軍ニ是ヲ奉ル、

此鈴鹿御前田村將軍ト鈴鹿山ニテ劔合ノ劔ナリ、其後田村麻呂伊

勢太神宮ヘ参詣ノ時太神宮ヨリ夢ノ告ヲ以テ御所望有テ御殿ニ納

ラレ、其後撰津守頼光太神宮参詣ノ時夢想アリ、汝ニ此劔ヲ与フ

ル、是ヲ以テ子々孫代」(23ウ)々ノ家嫡ニ伝ヘ天下ノ守リタルヘ
シト示シ給ヒタル太刀ナリ、サレハ源家ニ執セラルムモ理ナリ、

〔写本 三十二卷 右ノ文章ナシ〕(文四68◎)

〔91〕神南合戦之段ノ内

六十三丁 大音声ヲ揚テ前陳戦ヒ疲レテ見ユルソ、後陳入替テアノ敵

討ト下知スレハ

〔写本 三十二卷 大音声ヲ揚テ人ハ無キカ、アレ討テ先軍神ニ祭ント下知スレ

ハ〕(24オ)〔文四69◎〕

〔92〕同シ段ノ内

六十六丁 石巖苔滑ニシテ荊棘道ヲ塞タレハ引者モ延得ス返ス兵モ敢

テ討レスト云コトナシ

〔写本 三十二卷 右ノ文章ナシ〕(文四70◎)

参考三十三卷

〔93〕公家武家榮枯易地段ノ内

二十七丁 斂懸タル白太刀

〔写本 三十三卷 梅花皮懸タル白太刀〕(文四15◎)

参考三十四卷

〔94〕義詮南方進発之段ノ内」(24ウ)

十七丁 福塚川辺佐良階当木岩郡橋本判官以下ノ兵ハ平石ノ城ヲ搦テ

五百余騎ニテ楯籠ル〔写本 三十四卷 右ノ文章ナシ〕(文四77◎)

〔95〕大塔若官謀叛之段ノ内

三十丁 御母ハ北畠准后ノ御妹

〔写本 三十四卷 右ノ文章ナシ〕(文四91◎)

〔96〕同シ段ノ内

三十四丁 兵部卿親王ヲ殺シ奉シ故ナリ、天以テ許シ」(25オ)タマハム

天下ノ將軍トシテ六十六箇国ナトカ此宮ニ帰服シ奉ラサラン、然

ハ旧主先皇モ草ノ陰ニテモ喜悦ノ眉ヲ開カセ給ハム忠孝ノ御志ヲ

天神地祇モナトカ感応ノ御降ヲ添サセ給ハサラン、然ハ御子孫繁

昌シテ天下ノ武將タルヘキニ思慮ナキ御謀反起サレテ先皇梁園ノ

御戸ニ血ヲ灑キタマヘハ

〔写本 三十四卷 兵部卿親王ヲ殺シ奉シ故ナリ、是ヲ知」(25ウ)召サハ共ニ天

ヲ不載トコソ思召ヘキニ思慮ナキ御謀反起サレテコソカシコニウカレサ

サセ給ヘハ〕(文四96◎)

参考三十五卷

〔97〕京勢重発向天王寺之段ノ内

十丁 帳台ノ内ヘ入夜衣引カツキ臥給ヘハ

〔写本 三十五卷 塗籠ノ内ヘ入番物引カツキ〕(文四98◎)

〔98〕南方蜂起之段ノ内

十八丁 伊豆守總テ機ニ乗テ三千余騎」(26オ)

〔99〕北野通夜物語之段ノ内

三十七丁 又仏神領ニ天役課役ヲ懸テ神慮冥慮ニ背カシ哀ヲ痛マス、

又寺道場ニ要脚ヲカケ僧物施行ヲ貧ル事ヲ業トス、是併上方御存

知ナシトイヘトモ實一人ニ帰スル謂モアルカ

〔写本 三十五卷 右ノ文章ナシ〕(文四99◎)

参考三十六卷

(100) 義長降参南方之段ノ内」(26ウ)

二丁 武家既ニ宣下ヲ承テ国々へ施行シヌルヲ何シカ又改元アラン条
其例ナシトテ終ニ此年号ヲソ用ラレケル

〔写本 三十六卷 右ノ文章ナシ〕(玄因218◎)

(101) 同シ段ノ内

三丁 兄ノ右馬頭ハ猶城ニ留テ仁木カ方ニソ居タリケル、連枝ノ間ナ

レハ外山今峯如何ニモシテ

〔写本 三十六卷 右ノ文章ナシ〕(玄因200◎)

(102) 細川清氏背義詮段ノ内」(27オ)

三十二丁 供具ノ料足一万疋副テ送ラレテ候

〔写本 三十六卷 供具ノ料足ニ用途一百貫〕(玄因232◎)

(103) 頓宮心変之段ノ内

四十八丁 康安元年十一月十三日

〔写本 三十六卷 年号ナシ十二月三日〕(玄因248◎)

(104) 同シ段ノ内

同丁 伊豆国ニ楯籠リ候間東国ノ路ヲ塞リテ

〔写本 三十六卷 右ノ文章ナシ〕(玄因248◎)

参考三十七卷 異儀ナシ」(27ウ)

参考三十八卷

(105) 九州探題足利氏経下向之段ノ内

十六丁 果シテ幾程ナク高崎ノ城ニモ堪ヘス浅マシキ体ニテ上洛シ給

ヒシカ面目ナクヤ思ハレケン、尼カ崎ニテ出家シテ諸国流浪ノ世
捨人ト成ニケリ

〔写本 三十八卷 右ノ文章ナシ〕(玄因235◎)

(106) 畠山兄弟楯籠修禪寺段ノ内

二十二丁 其夜先藤沢ノ道場マテソ落タリケル」(28オ)上人甲斐々敷馬

二疋時衆二人相副テ夜昼ノ界モナク馬ニ鞭ヲ進メテ上洛シケル

〔写本 三十八卷 右ノ文章ナシ〕(玄因235◎)

(107) 細川清氏討死ノ段ノ内

二十七丁 讃岐ニハ細川相摸守清氏ト細川右馬頭頼之ト数月戦ヒケル

カ、清氏遂ニ討レテ四国事故ナク静リニケリ、其軍ノ様ヲ伝聞ク

二」(28ウ)〔写本 三十八卷 二十四丁 右ノ文章ナシ〕(玄因235◎)

(108) 同シ段ノ内

二十九丁 右馬頭ノ城ハ歌津ナレハ 浅山ナレハ」(玄因235◎)〔参考28上〕

(109) 同シ段ノ内

同丁 右馬頭ノ勢大略遠国ノ者共ナレハ兵根ニツマリテ窮困ス、角テ

ハ右馬頭ハ讃岐ノ国ニハ堪ヘシト見ケル程ニ

〔写本 三十八卷 右ノ文章ナシ〕(玄因235◎)

(110) 同シ段ノ内」(29オ)

三十二丁 城ハ尚大勢ナレハ哀レ新開カ寄テ攻ヨカシ、手負少々射出

シテ後一度ニハツト懸出テ一人モ不残討留ントソ勇ケル

〔写本 三十八卷 右ノ文章ナシ〕(玄因235◎)

(111) 同シ段ノ内

四十八丁 天運イマタ至ヲヌ処トハ云ナカラ先ハ細川相摸守カ粗忽ノ

軍シテ云甲斐ナク討死ヲセシ故ナリ

〔写本三十八卷 右ノ文章ノ下ニ、今細川相摸守无双〕(29ウ)ノ太刀越^レ世タ

ル勇士ナリト聞ヘシカトモ細川右馬頭カ尺寸ノ謀ニ被^レ落テ一日ノ間ニ

亡サレタル哀、偏ニ宋朝幼帝師ニ被^レ計シニ相似タリ、人而無^レ遠慮則シハ

必有^レ近憂トハ如此ノ哀ヲヤ申ヘキ(玄因37ウ)◎

参考三十九卷

(12) 大内介降参^レ武家^ニ之段ノ内

〔写本三十九卷五丁、々百ノモ〕

三丁 田楽猿楽^ニ遁世者(30オ)(玄因38ウ)◎

六丁 上枚懸ル不儀ヲ致シケレトモ

〔写本三十九卷 八丁 右ノ文章ナシ〕(玄因39ウ)◎

(14) 同シ段ノ内

八丁 冬枯ノ林ヲ見ルニコトニナラス

〔写本三十九卷 十丁 冬木ノ如クニ旅ヲ取ル〕(玄因39ウ)◎

(15) 同シ段ノ内

同丁 小勢ニテ懸合スヘシトハ覚ス芳賀伊賀守

〔写本三十九卷十三丁、金鉢(玄因40ウ)◎〕(右ニ)

十二丁 或ハ兜ノ鉢ヲ真ニツニ打破リ引^レ太刀ニ廻ル敵ヲ切居

〔写本三十九卷三十二丁、鐵次上ケ上帯縛テ〕(玄因42ウ)◎

(18) 同シ段ノ内

〔写本三十九卷三十三丁、七月〕(玄因43ウ)◎

三十二丁 同年十月ヨリ

〔写本三十九卷三十五丁、五所〕(玄因43ウ)◎

三十四丁 四所ノ御正体

(19) 神木御掃座^ニ之段ノ内

〔写本三十九卷 三十五丁 右ノ文章ナシ〕(玄因45ウ)◎

三十四丁 白衣ノ神人

〔写本三十九卷 三十五丁 二門司赤間カ関ヲ経テ

四十五丁 去程ニ太元ノ万將軍七万余艘ノ舫ヲトキ八月十七日辰ノ刻

〔写本九丁 此日大元七万余艘ノ露艦戸屋浦ヲ廻テ文司赤間ニ〕(玄因46ウ)◎

(22) 神功皇后攻^レ新羅^ニ之段ノ内

〔写本四十卷十四丁、三卷ノ〕(玄因46ウ)◎

七十四丁 履道翁カ一卷ノ秘書(31ウ)

参考四十卷

(23) 中殿御会^ニ之段ノ内

〔写本四十卷三十二丁、ノ親清規ニハ加ハリ〕(玄因46ウ)◎

五丁 中殿ノ御会先規ニハ加侍ラサルニヤ

(24) 同シ段ノ内

〔写本四十卷三十四丁、前駆ハ布袴〕(玄因47ウ)◎

六丁 前駆布衣隨身褙衣帯ノ如クナレハ

(25) 同シ段ノ内

〔写本四十卷三十四丁、ヲ押テ銀造ノ太刀ヲ〕(玄因47ウ)◎

同丁 直垂ニ銀薄ニテニツ雁ヲ押テ白太刀ヲ佩

(26) 同シ段ノ内

〔写本四十卷 三十四丁 黄草ノ直垂ニ〕(玄因47ウ)◎

七丁 地黄^ニ銀泥ニテ水ヲ書金泥ニテ鷄冠^ニ木ヲ唇(32オ)タル直垂

(27) 同シ段ノ内

〔写本四十巻二十八丁、其例カトソノ衣被共申合ケルニ玄因カヨ◎〕
 十丁 定家卿如此ノ行跡タリシ其例トソ申合ケル

〔同シ段ノ内〕

同丁 〔写本四十巻二十八丁、膝行頓首アリニ玄因カヨ◎〕
 直垂踏クミテ陸行アリ」(32ウ)

一、参考ノ内

雲景未來記

北条家金勝院本無此段トアリ、

足利義詮上洛

金勝院本西源院本無此段トアリ、

右二箇条ハ写本之方ニ全缺無之、」(33オ)

注

(1) 『参考太平記』は序文を総目録の前に置くため、このように誤解したか。

(2) 〔同〕は参考本に従えば順序入れ換わるはず。

(3) 〔同〕も右に同様。

(4) 〔同〕も右に同様。

A Reproduction of The Collated Extract of Shahon-Taiheiki
 and Sankō-Taiheiki

Shigeyuki NAGASAKA

